

大鰐町長

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和8年10月～令和8年12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の目録に定める施設等利用費の請求者として、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先を指定します。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、大鰐町内に居住していることを確認すること。
2. 実際に利用していることを大鰐町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大鰐町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を大鰐町が確認すること。

4月～6月分は、7月請求
7月～9月分は、10月請求
10月～12月分は、1月請求
1月～3月分は、4月請求

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	オオワニ タロウ	生年月日	○○ 年 ○ 月 ○ 日
氏 名	大鰐 太郎 印	父	大鰐町大字・・・
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	電話：○○○-○○○○-○○○○

チェックを忘れずに

認定番号を記入

2. 認定子ども(※1)の氏名(姓・名)を記入

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	●●●
生年月日	○○ 年 ○ 月 ○ 日	フリガナ	オオワニ ワニタ
令和2年4月1日～令和2年6月31日の間の住所	氏 名	大鰐 鰐太	
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した	3ヶ月分請求する月日を記入。※所在住所により請求先市町村が変わります。		
上記で転入した場合は転入に該当した年月日を記入	日		

チェックを忘れずに

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校(※1)の名称を記入

フリガナ	所在地	〒123-4567
施設名称	わにわに幼稚園	大鰐町大字○○○・・・
(市外の場合のみ記入)		電話：12-3456
令和2年4月1日～令和2年6月31日の間の在籍状況	☒ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で途中退園した場合はその年月日を記入	年 月 日	

上記の期間と同じ期間を入力

4. 償還払いの振込先を記入してください(※1)

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	口座番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)
大鰐	大鰐	オオワニ タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、大町指定の委任状を提出してください。

初回は、振込先の支店名、口座番号がわかる写しを添付してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 ●●●-●●●● △市△△△ 電話：
②	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒
③	フリガナ 施設・事業名		
④	フリガナ 施設・事業名		
⑤	フリガナ 施設・事業名		電話：
⑥	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：

・幼稚園に在籍し、その幼稚園で預かり保育を実施していない又は預かり保育が十分な水準でない場合※2、認可外保育施設、一時預かり、病児保育の利用も給付対象となります。該当する場合、記入します。

・利用料は、預かり保育を含め12,300円が上限となります。(新3号認定は、17,700円)

・また、認可外保育施設を利用する場合、保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書の提出が必要となります。

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」もしくは、月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (490×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和8年10月	6,000 円	20 日	9,800 円	6,000 円	円	6,000 円
令和8年11月	10,000 円	10 日	4,900 円	4,900 円	円	4,900 円
令和8年12月	3,000 円	5 日	2,450 円	2,450 円	15,000 円	12,300 円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は振替通知書)を添付して下さい。

※5 月額上限額は、認可外保育施設等利用費の月額上限額(月額上限額d)が、在籍園の預かり保育事業の利用費(月額上限額c)より低い場合は、月額上限額dとなります。

・日額上限は、490円となります。

・月の上限額は、12,300円(新3号認定は、17,700円)となります。計算方法が分からない場合は、ご相談ください。

注) 本参考帳